

桑名市告示第182号

桑名市軽自動車税（種別割）減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月19日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市軽自動車税（種別割）減免取扱要綱の一部を改正する告示

桑名市軽自動車税（種別割）減免取扱要綱（令和4年桑名市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第90条第3項」を「第90条第4項」に改める。

第5条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第6条第1項中「第3条第2項」を「第2条第2項」に改め、同条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

第7条の見出し中「消滅」を「取消し等」に改め、同条中「第90条第4項」を「第90条第5項」に改め、同条の次に次の1項を加える。

2 前項の申告があった場合又は減免の事由が消滅したことを確認した場合は、条例第89条又は条例第90条の規定による減免の決定を取り消すものとし、その旨通知するものとする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（再申請の禁止）

第8条 条例第89条又は条例第90条の減免について、不正な目的又は手段において課税を免れようとしたことが判明した納税義務者については、当該申請の対象年度及び翌年度の2年度分の課税について、当該申請を認めないものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。